

令和 6 年第 2 回守山市農業委員会総会議事録

第 2 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 6 年 2 月 9 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 6 号～議第 10 号

議第 6 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについて

議第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に
対し、許可をすることについて

議第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対
し、許可をすることについて

報告第 6 号～報告第 9 号

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

報告第 9 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 4 國枝 敏孝 | 5 木村 喜代子 | 6 深尾 円 |
| 7 大島 常弘 | 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一 |
| 10 高橋 謙二 | 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸 |
| 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子 | 16 千代 博 |
| 17 今井 誠二 | 18 西出 登志和 | 19 寺田 安喜雄 |
| 20 西村 明弘 | 21 宇野 正 | 22 中島 耕治 |

23 西村 正秋

24 西村 潔

25 山本 麻紀代

26 秋山 新治

3 欠席委員は、1名です。

11 番 服部 重信委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

局 員 参事 岡田 秀樹

局 員 専門員 吉川 与司一

書 記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 福嶋 信宏

農政課 事務員 杉本 咲絵

○局 長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 3 時 40 分)

○議 長

それでは、令和 6 年第 2 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 4 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、今月の現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

15 番 九重 智子 委員

16 番 千代 博 委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 6 号を議題といたしま

す。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 6 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきしては、「農業委員会に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員に退室を求めます。

（1 名の委員 退室）

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 6 号につきまして提案

理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第6号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （会議規則第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、計画の決定することにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議 長

それでは、 ●● ●●委員に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第7号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第7号 農地中間管理事業に係る農
用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることにつ
いて

以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件についても関係者に委員がおられ
ますので、「農業委員会に関する法律 第31条(議事参与
の制限)」により、議案の関係者である委員に退席してい
ただくこととなります。

したがって、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員に退室を求めます。

(1名の委員 退室)

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第7号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （第9条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第7号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり
農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に
対し、「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長

それでは、 ●● ●●委員に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第8号を議題といたします。書記に議件の朗読
をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第8号 農地法第3条第1項の規
定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第8号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書3ページ、位置図2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。（位置図P2）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 984平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、66.0アール、通作距離は2.4キロメートルです。

2番の案件です。（位置図P3）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 2,061

平方メートルの田です。

譲渡人は、野洲市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、217.4 アール、通作距離は0.5 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,290 平方メートルの登記地目は田、現況地目は畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に同じく、同町同字 〇〇〇番〇 1347 平方メートルの田で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に同じく、同町同字 〇〇〇番〇 872 平方メートルの田で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に同じく、同町同字 〇〇〇番〇 232 平方メートルの田で、譲渡人は、草津市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇 - 〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

以上、4筆、3,741平方メートルです。これらの農地の譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の現在の経営面積は、344.0アール、通作距離は1.7キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については3番が該当しますが、農地所有適格法人であるため問題はありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第8号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件は、高齢のため耕作できず今回に親戚の方に譲ることになりました。問題は無いと思います。

○議 長

続いて、2 番と 3 番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

2 番、3 番とも問題はありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

この農地所有適格法人の作付け品目は何ですか。

○事務局

露地栽培の野菜となります。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 9 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 9 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 4 ページ、位置図は 6 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 7-8)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 188 平方メートルの畑です。申請人は栗東市〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇 〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、転用の事由は自家用の駐車場です。

申請地は申請者の母の実家に接しており、現在は空き家となっている実家に居住するにあたり申請地を駐車場として整備しようとするものです。

なお、申請地の所有は共有名義であるため共有者の同意を得ておられます。また、申請地は〇〇町地区地区計画区域内の農地です。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可相当と考

えます。

2 番の案件です。(位置図 P 9 ～ 10)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 968 平方メートルの田です。申請人は〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、転用の事由は貸駐車場です。申請地の西側も申請人の所有地で、平成 27 年に農地転用し貸駐車場として(株)〇〇〇〇〇に貸し付けを行っています。(株)〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の配送を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場の拡張を要望されたため、現在の貸し駐車場を拡張すべく転用申請がなされたものです。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意の該当案件
です。

立地基準の判断については、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番と4番の案件は関連がございますので、合わせて説明いたします。(位置図 P11～12)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 216 平方メートルの田 および 〇〇〇番〇 21 平方メートルの田です。申請人は〇〇町〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、転用の事由は貸駐車場と通路です。申請地の周囲には〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の医院があり、次の議第 10 号 2 番の 5 条許可の案件でもご説明いたしますが、新たに〇〇〇〇〇〇〇が計画されていることもあり、3 番の申請地に隣接する〇〇の来客者用駐車場として賃貸しようとするものです。また、4 番については元々あった里道が狭隘であったため隣接の農地所有者が出し合いで里道を拡幅し、農業用通路として利用されていた部分について、転用の申請があったものです。農作業のために必要な通路等は必ずしも転用許可を要するものではありませんが、申請者の希望により転用申請がされたものです。

立地基準の判断については、3 番は水管等 2 種類以上埋設する幅員 4 メートル以上の道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇）があることから第 3 種農地。4 番は住宅等が連たんしている区域内であることから第 3 種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく

農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5番の案件です。(位置図 P13～14)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 26平方メートルの登記地目が田で現況は宅地です。申請人は、〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、転用の事由は住宅敷地の一部です。申請地はもともと前面道路の拡幅部分として地域からの求めに応じて協力されていた部分であり、道路沿いを流れる河川の改修に伴い道路幅員が確保できるようになったため、地域から返還されたものです。手続きの関係で無断転用の是正案件として許可しようとするものです。

立地基準の判断については、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第9号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状

況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

1 番については、問題ありません。

○議 長

続いて、2 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2 番は、水が入らず年 1 回位の草刈りを行っているだけの農地であり、今般駐車場への転用であり、問題は無いと思います。

○議 長

続いて、3 番と 4 番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3 番、4 番は、事務局の説明のとおりでして、ともに○○○○の開設に向けての転用であり、問題無いと思います。また、奥の「出し合い」の農道も確保し耕作に影響が無いよう配慮されています。

ただ、この付近では道路全面での農地転用を伴う開発が多くありますが、面的な開発でないため奥の農地への進入に影響があるのではと地域で意見が出ているところです

が、特に問題ないと思います。

以上です。

○議 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

5番の案件は、分筆された農地が転用洩れということで、
是正されることになりました。問題は無いかと思います。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま、説明のあったとおりでして、案件によっては、
後に開発部局での指導もあるということです、問題無
いと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、共有名義とのことですが、共有者のひと

りの申請人で申請されることは法的に認められるのですか。

○事務局

共有名義の農地の転用については、持ち分に応じて使用収益する権利を有しており、共有者の一人が共有地を転用することは可能となりますが、農地法施行規則第30条第1項第5号に「申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面の書類を添付しなければならない。」と規定されています。

については、本案件には共有者の「同意書」が添付されておりますので、申請に不備はありません。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第10号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第10号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第10号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書5ページ、位置図は16ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、6件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 17-18)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 94 平方メートルの畑で譲渡人は〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、 および 〇〇番 99 平方メートルの畑で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および 〇〇番〇 69 平方メートルの畑で、譲渡人は、〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、 および 〇〇番 49 平方メートルの畑と 〇〇番〇 95 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、 および 〇〇番〇 119 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、 および 〇〇番 105 平方メートルの畑で譲渡人は 〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および 〇〇番 95 平方メートルの畑で、譲渡人は 〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、合計 8 筆 725 平方メートルです。

譲受人は、〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地です。

備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内で、

開発許可該当案件です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 19-20)

先ほどの議第 9 号の 4 条許可の 3 番と 4 番の関連になります。

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 および 〇〇
〇番〇、合計 1,321 平方メートルの田で、貸人は 〇〇町
〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、借人は 大津
市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳
です。

貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり
で、契約内容は賃貸借。転用の事由は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

備考欄に記載のとおり、開発許可該当案件です。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する幅員4メートル以上の道路の沿道で500m以内に2以上の

公共施設等（○○○○、○○○○○○○○、○○○○○○○○○○）があることから第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。（位置図 P21-22）

申請地は、○○町 ○○ ○○○番○ 1,204 平方メートルの田で、譲渡人は ○○町○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○ 1,203 平方メートルの田で譲渡人は ○○町○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○ 1,170 平方メートルの田で譲渡人は大津市○○町○番○○号 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○ 1,107 平方メートルの田で、譲渡人は ○○町○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○ 536 平方メートルの田で現況は畑、譲渡人は ○○町○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○ 536 平方メートルの田で、譲渡人は ○○町○○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○ 349 平方メートルの田で譲渡人は○○町○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳、および ○○○番○

311 平方メートルの田で、譲渡人は 草津市〇〇 〇丁目
〇番〇〇-〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳の、合計 8 筆、
6,416 平方メートルです。

譲受人は 〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は貸資材置場です。

申請者の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が取引先である市内で〇〇〇〇〇を営む株式会社 〇〇〇へ貸す露天資材置場として転用されようとするものです。

賃借人は市外（栗東市〇〇）に約 6,000 m²の資材置場を借用しており、保有する油圧ショベル 10 台や大小のダンプ 6 台などの置場として利用していますが、地主より返還を要求されており、また、近年の事業拡大もあり新たな資材置場の用地を探していたところ、本社から約 0.5km の距離で地権者の同意を得ることができたことから、当該地を適地と判断されたものです。なお、賃借人の資金繰りの事情から賃貸を希望されているため、譲受人が売買で取得し、造成、整地等の実施後に賃借人に賃貸されます。

申請地は道路面の高さに合わせて約 1 メートル程度盛土され、隣接地と高低差が生じる南西側には L 型擁壁を設

置され、敷地の境界にはメッシュフェンスを設置されます。
また、雨水排水については地下浸透のほかに申請地南西側にU型溝を敷設し、南側から既存水路へ放流されます。

申請地内の配置計画については申請地北側に保有している建設重機や擁壁等のコンクリート二次製品を配置し、東側には大小のダンプや従業員の自動車置場、南側には工事の規模により追加でレンタルされる大型車両や重機の置場、西側には碎石、クラッシャーラン、型枠などの施工に係る資材の置場として計画されています。

なお、備考欄に記載のとおり開発事業同意の該当案件です。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する幅員4メートル以上の道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○）があることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。（位置図 P23-24）

申請地は、○○町 ○○○ ○○○○番○ 317 平方メ

一トルの田で、譲渡人は ○○町○○○番地 ○○ ○○
さん ○○歳です。譲受人は ○○ ○丁目○番○号 株
式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○ さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地（1区画）です。

なお、備考欄に記載のとおり○○町地区地区計画区域内で開発許可該当です。

立地基準の判断については、市街地化した区域の集落内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。（位置図 P 25-26）

先ほどの4番の隣地になります。

申請地は、○○町 ○○○ ○○○○番○ および ○○○○番○ の田で2筆合計 480 平方メートルです。

譲渡人は、○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、譲受人は 東近江市○○○町 ○番○号 ○○○○

○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地です。

なお、備考欄に記載のとおり○○町地区地区計画区域内で開発許可該当です。

立地基準の判断については、市街地化した区域の集落内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

次に6番の案件です。(位置図 P 27-28)

申請地は、○○町 ○○○ ○○○番○ 299 平方メートルの田で、貸人は ○○町○○○番地○ ○○ ○○さん ○○歳です。借人は栗東市○○ ○丁目○番○-○ ○○○号 ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○さん ○○歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分家住宅です。

借人の妻が貸人の子で、妻の実家の隣に分家住宅を建築

しようとされるものです。

なお、備考欄に記載のとおり開発許可該当案件です。

立地基準の判断については、市街地化した区域の集落内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第10号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、特に問題はありませんでした。

○議長

続いて、2番と6番の案件を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

2番は、先ほどの議第9号の3番4番の隣接となります。特に問題はありません。

6番は、実家の隣接での分家住宅の建設となりますが、
こちらについても問題はありません。

○議長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番は、法令的に問題無いということなのですが。面積が大きいことに加えて造成工事がありますので地元説明会が開かれたのですが、自治会からもう一度開催するよう要望したところ改めて開催する運びとなりました。

以上です。

○議長

続いて、4番と5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4番5番とも地区計画内で隣接する農地も無く、問題ありません。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま、説明のありましたように問題無く支障が無い

とのことですが、3番については大きな面積の開発で建物が無いので、今後不法な建物ができないか心配しております。また、6番については、現場では気が付かなかったのですが、分家住宅は開発許可の対象となっておりますが、申請人が当該地に居住していた娘さんの夫で農地の所有者とは義理の親子関係となりますので、この方が分家住宅の有資格者なのかと疑問に思ったところです。ただ、開発許可案件でありますので、問題無いかと思います。

以上です。

○議長

事務局、分家住宅の資格については、いかがですか。

○事務局

実子と婚姻されて義理の親子関係であっても分家住宅の資格者となり得ます。

○●番 ●● ●●委員

開発要件で分家住宅の資格として義理の親子関係が認められなければ、開発できなくなるので心配していたところです。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3 番の案件の隣接地が先ほどの議第 8 号の 3 番であり、それぞれの譲り受け人は、法人格が違いますが代表者は同じ方と思われます。両案件で、合計 10,000 m²の大きさとなりますので、今後、注視していく必要があるかと思えます。

○事務局

議第 8 号の 3 番で農地法第 3 条の申請地は「農用地」の青地で、本件の議第 10 号の 3 番は「農用地外」の白地となっております。「農用地」は農業のための農地として利用することになっております。

○議 長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい、わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 長

次に、報告事項に入ります。

報告第6号から第9号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告いたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

4件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

7 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 9 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 5 時 10 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。

令和6年2月22日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記に署名する。

15番 九重 智子 委員

16番 千代 博 委員